

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例附則第4項の規定による他の法令による給付との調整に関する経過措置に関する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第19号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例附則第4項の規定による他の法令による給付との調整に関する経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年岩手県条例第22号。以下「改正条例」という。）附則第4項の規定により、他の法令による給付との調整に関する経過措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岩手県条例第35号）において使用する用語の例による。

(年金たる補償及び休業補償に関する経過措置)

第3条 改正条例（表1の項の改正部分に限る。以下この条及び次条において同じ。）による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）附則第5条の規定は、改正条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第4条 改正法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この条において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた改正法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付若しくは改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は改正法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この条において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第7条第1項の規定により読み替えられた改正法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付若しくは改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により改正法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金又は改正法附則第41条第1項若しくは第65条第1項の規定による障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、改正後の条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

(傷病補償年金及び休業補償に関する経過措置)

第5条 改正条例（表2の項の改正部分に限る。以下同じ。）による改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、改正条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。